

## 遊漁船業者登録票

氏名又は名称	伊藤和一郎
登録番号	千葉 第5010007号
登録の有効期限	令和5年9月19日～令和10年9月 19日
営業所の所在地	〒289-2705 千葉県旭市飯岡 3523-1
遊漁船の名称	第八優光丸 (定員28名) 第十七優光丸(定員24名)
遊漁船業務主任者の氏名	伊藤和一郎、小沼浩明
損害賠償措置の保険期間	第八優光丸 2024年12月13日～ 2025年12月13日 第十七優光丸 2025年1月24日～ 2025年12月12日
利用者1人当たりの填補 限度額	第八優光丸 5000万円 第十七優光丸 5000万円

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所  
(該当箇所を記入)

岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	飯岡港西側防波堤 (全長257m)
定置網	
養殖施設	
その他	利用者の乗船場 (飯岡港内)

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

GPSプロッターにより自船と危険場所との位置を確認しながら岩場の沖を航行します。

は静かに  
扱います

登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤 和一郎
作成日	R6/9/6	変更日 1:	/ / 2:
			3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)					
	(○) 単独の判断	( ) 団体による判断				
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中</li> </ul> <p>出航地の波高 <input type="text" value="5"/> m以上  出航地の風速 <input type="text" value="20"/> m以上  出航地の視程 <input type="text" value="50"/> m未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 <input type="text"/></p> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者	<input type="text"/>	連絡先	<input type="text"/>
代表者	<input type="text"/>					
連絡先	<input type="text"/>					
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令</li> <li>利用者に急病人やケガ人が出たとき</li> </ul> <p>漁場における波高 <input type="text" value="5"/> m以上  漁場における風速 <input type="text" value="20"/> m以上  漁場における視程 <input type="text" value="50"/> m未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>その他 ( エンジントラブル等 )</li> </ul>					



登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤 和一郎		
作成日	R6/9/6	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立入禁止区域に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

土着は静かに  
閉願います

登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤 和一郎
作成日	R6/9/6	変更日 1:	2:
			3:

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

<p>周知の方法 (該当に○)</p>	<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 ( ) 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 ( ) 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらおう(ウェブサイトにも周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。</p>
<p>周知する内容</p>	<p>○一般的事項          ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと          ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと          ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること          ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと          ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法          ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法          ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力          ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること          ・その他 ( )</p> <p>○瀬渡しの場合          ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること          ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法          ・その他 ( )</p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>○一般的事項          ・案内する漁場において注意すべき事項          (自由記載 (必須) 同上 )          ・その他 ( )</p> <p>○瀬渡しの場合          ・磯等からの帰航時間          ・磯等で天候が急変した場合における避難場所          ・安全管理の手法 (定期巡回、携帯電話等での連絡)          ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項          (自由記載 (必須) )          ・その他 ( )</p>

静かに  
います

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所  
(該当箇所を記入)

岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	飯岡港西側防波堤 (全長 257 m)
定置網	
養殖施設	
その他	利用者の乗船場 (飯岡港内)

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

GPSプロッターにより自船と危険場所との位置を確認しながら岩場の沖を航行します。

は静かに  
願います

登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤 和一郎		
作成日	R6/9/6	変更日	1: R7/1/24	2: / /	3: / /

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
第八優光丸	50,000千円	28人	令和7年12月13日より 令和8年12月12日まで
第十七優光丸	50,000千円	24人	令和7年 1月24日より 令和8年12月12日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	

登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤 和一郎		
作成日	R6/9/6	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

**別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項**

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・ その他（ )

○船釣りをする場合

- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

- ・ 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・ 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

(別紙)

項目	内容
1. 利用者の安全管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出航前検査</li><li>・ 救命設備・通信設備の使用方法</li><li>・ 利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明</li><li>・ 営業中の利用者数の確認</li><li>・ 気象・海象等の情報の収集方法</li><li>・ 海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理</li><li>・ 業態（船釣り、瀬渡し、漁業体験等）や案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理 等</li></ul>
2. 漁場の選定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁場の選定に係る情報収集</li><li>・ 魚群探知機等の使用方法の習得 等</li></ul>
3. 利用者への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水産動植物を採捕するための指導及び補助（釣り方、磯渡しの仕方、安全確認等）</li><li>・ 乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けられているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼 等</li></ul>
4. 気象等が悪化した際の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 連絡体制、対応手順の確認</li><li>・ 漁場ごとの避難港の確認</li><li>・ 落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施）</li></ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 乗務記録の作成手法</li><li>・ 関係法令等の知識の習得</li><li>・ 上記に関連した業務 等</li></ul>
6. 習熟度確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1～5の内容について習熟度を確認</li></ul>